

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

野田市長 鈴木 有

## 野田市規則第13号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(野田市身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第1条 野田市身体障害者福祉法施行細則(平成7年野田市規則第30号)の一部を次のように改正する。

第3条中「(別記第1号様式)」を削る。

第4条中「(別記第2号様式)」を削る。

第5条中「(別記第3号様式)」及び「(別記第4号様式)」を削る。

第6条中「(別記第5号様式)」を削る。

第7条中「(別記第6号様式)」を削る。

第8条中「(別記第7号様式)」を削る。

第9条中「(別記第8号様式)」を削る。

第10条第1項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同条第2項中「(別記第9号様式)」、「(別記第10号様式)」及び「(別記第11号様式)」を削り、同条第3項中「(別記第12号様式)」を削り、同条第4項中「(別記第13号様式)」及び「(別記第14号様式)」を削る。

別記様式を削る。

(野田市私立保育所等保育事業補助金交付規則の一部改正)

第2条 野田市私立保育所等保育事業補助金交付規則(平成18年野田市規則第40号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第7号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

別表延長保育事業の項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(野田市子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る認定に関する規則の一部改正)

第3条 野田市子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付

及び子育てのための施設等利用給付に係る認定に関する規則（平成26年野田市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第17条中「第19第1項第2号」を「第19条第2号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19第1項第1号」を「第19条第1号」改める。

（野田市保育所等の利用に関する規則の一部改正）

第4条 野田市保育所等の利用に関する規則（平成27年野田市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

（野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する規則の一部改正）

第5条 野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する規則（平成27年野田市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

（野田市子育てサービス等利用支援助成金交付規則の一部改正）

第6条 野田市子育てサービス等利用支援助成金交付規則（平成30年野田市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。